

(公印省略)

総評相第 161 号  
平成 29 年 9 月 28 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 殿

総務省行政評価局長

### 精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「精神障害者保健福祉手帳は 2 年ごとに更新が必要だが、有効期限に気付かず、更新申請しないまま有効期限が過ぎてしまった。精神障害者は、有効期限などの大事な事項を管理することが難しいので、事前に有効期限が近づいていることを文書等で知らせてほしい。」との申出及び「精神障害者保健福祉手帳の更新申請をしてから 1 か月以上経つが、手続が完了しない。役場の担当者から、更新手続中に手帳の有効期限が過ぎた場合は口頭で名前と手続中である旨を伝えるだけで問題ないと言われているが、不安なので、更新前の手帳の有効期限が経過してから新しい手帳が交付されるまでの間に精神障害者であることを証明する仕組みを作ってほしい。」との申出がありました。

この申出を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどして検討した結果、当局としては、下記のとおり、精神障害者保健福祉手帳の更新手続について、改善措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等について、平成 29 年 12 月 28 日までにお知らせください。

### 記

#### 1 精神障害者保健福祉手帳制度について

##### (1) 概要

精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳。以下「手帳」という。）は、都道府県知事及び指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）が精神障害

者（知的障害者を除く。）の申請に基づき、一定程度の精神障害の状態にあることを認定して交付する（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項及び第 2 項）。

手帳には、認定に係る障害等級（1 級から 3 級まで）が記載される（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）第 6 条）。

障害等級の認定は、2 年ごとに更新を要し（法第 45 条第 4 項）、更新の申請は、手帳の有効期限の到来日の 3 か月前からすることができる（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「施行規則」という。）第 28 条第 2 項）。

## (2) 申請手続等

### ア 申請先

手帳の新規の交付申請及び更新申請は、いずれも市町村長（特別区の長を含む。）を経由してする必要がある、また、障害状態にあることが認定された場合の手帳の交付、更新事項を記載した手帳の返還又は更新前の手帳との引換えによる新たな手帳の交付は、申請を受理した市町村長において行う（施行令第 5 条、第 6 条の 2、第 8 条）。

市町村が行う上記事務（申請受付、障害状態認定後の手帳の交付等の事務）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 2 号に規定する第 2 号法定受託事務である（施行令第 14 条第 2 項）。

### イ 必要書類

手帳の新規の交付申請は、申請書に、次の①又は②の書類及び③の書類を添付する必要がある。更新申請についても同じであるが、③の書類は、手帳の有効期限の更新欄がないときなど、必要がある場合のみに添付する（施行規則第 23 条、第 28 条第 1 項）。

- ① 医師の診断書（初めて医師の診療を受けた日から起算して 6 か月を経過した日以後のもの）
- ② 精神障害を支給事由として年金給付を現に受けていることを証する書類（年金証書及び直近の年金振込通知書等）の写し
- ③ 精神障害者の写真

### ウ 処理手続等

精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成 7 年 9 月 12 日付け健医発第 1132 号各都道府県知事宛て厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）には、手帳の新規交付又は更新の処理手続について、次のような定めがある。

《新規の交付申請に関するもの》

- i) 医師の診断書が添付された申請について、手帳の交付の可否及び障害

等級の判定は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）に置かれている精神保健福祉センターが行う。

- ii) 年金証書等の写しが添付された申請については、精神保健福祉センターによる判定を要せず、手帳を交付する（年金 1 級であれば手帳 1 級、年金 2 級であれば手帳 2 級、年金 3 級であれば手帳 3 級とする。）。

交付の可否の決定に当たり、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する。

- iii) 都道府県知事等は、市町村長が申請書を受理したときは、おおむね 1 か月以内に交付の可否の決定を行うことが望ましい。

- iv) 手帳に記載する交付日は、市町村長が申請書を受理した日とし、手帳に記載する有効期限は、交付日から 2 年が経過する日の属する月の末日とする。

《更新申請に関するもの》

- v) 有効期限経過後も更新申請をすることができる。

- vi) 申請の際においては、あらかじめ手帳を添付させる必要はなく、更新を認める決定をした後に、市町村において新しい手帳の交付又は有効期限の修正の取扱いをする際に手帳を提出させることで足り、申請者が手元に手帳を有しない期間が長く生じないよう配慮する。

- vii) 更新後の有効期限は、更新前の有効期限の 2 年後の日とする。

## 2 当局の調査結果

当局において、平成 27 年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数が 2 万人以上の都道府県等（10 都道府県及び 2 指定都市）を対象に手帳の更新手続の実情を調査したところ、その結果は表 1 のとおりであった。

また、上記調査の対象ではない 12 県から任意に抽出した中核市各 1 市（合計 12 市）を対象にした調査の結果は、表 2 のとおりであった。

なお、精神保健福祉センターによる手帳の交付の可否等の判定は、「判定会議」、「審査会」等の会議体で行われている。

表 1 都道府県等における手帳の更新手続の実情

調査項目	態様
処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 週間～1 か月 (2)</li> <li>・ 1 か月程度 (3)</li> <li>・ 1～2 か月 (6)</li> <li>・ 2 か月程度 (1)</li> </ul>
判定会議・審査会の開催の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週 1 回 (2)</li> <li>・ 2 週間に 1 回 (9)</li> <li>・ 3 週間に 1 回 (1)</li> </ul>
市町村への更新手続の案内文書の送付の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効期限到来の 3 か月前に送付するよう要請している (1)</li> <li>・ 要請していないが、市町村が任意に送付している (6)</li> <li>・ 要請しておらず、市町村の送付状況も不明 (5)</li> </ul>

処理期間について、年金証書の写しを添付した申請は、年金事務所に照会するため、医師の診断書を添付した申請よりも認定に時間がかかるとの回答が多かった。

なお、2 都道府県等は、ホームページに処理期間を掲載している。

表 2 中核市における手帳の更新手続の実情

調査項目	態様
窓口等で案内する処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～2 か月 (7)</li> <li>・ 2～3 か月 (5)</li> </ul>
有効期限近くの更新手続の案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効期限 3 か月前に案内文書を送付 (4)</li> <li>・ 手帳カバーに更新申請期間を記載したシールを貼る (1)</li> <li>・ 案内していない(手帳交付時のみ案内) (7)</li> </ul>
更新手続中である旨の証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手帳の写しに証明文を記載して交付 (2)</li> <li>・ 更新申請書の控え又は写しに受付印を押して交付 (7)</li> <li>・ 交付していない (3)</li> </ul>

処理期間の案内について、年金証書の写しを添付した申請は、医師の診断書を添付した申請よりも 1 か月長い期間を案内している市が多かった。

なお、3 市は窓口のほかホームページでも処理期間を案内している。

また、2 市からは、県の審査会で診断書の不備が指摘されて市から医療機関に修正を依頼する場合や市が年金事務所に等級を照会する場合は、審査会開催日との関係で 6 か月を要することもある旨の回答があった。

### 3 厚生労働省の意見

#### (1) 実施要領における処理期間（おおむね1か月以内）について

手帳の交付手続については、以下の流れに沿って行われ、おおよそ30日程度かかることが見込まれる。

（市町村）申請書の受理・確認（1～2日）

→申請書の進達（1～2日）

→（精神保健福祉センター）判定（2～3週間）

→（市町村）判定に基づく手帳の交付（1～2日）

また、手帳の更新申請の受理から交付の決定まで最低でも1か月程度かかること、2年に1回の更新のため地方公共団体に大量の申請書等が寄せられることから、有効期限の3か月前から更新の申請ができることとしている。

#### (2) 更新手続中であることの証明の交付について

実施要領上3か月の更新期間を設けていることや標準処理期間として「概ね1か月以内が望ましい」としていることから、有効期限前に更新手続が完了しない場合というのは例外的なケースであることや、手帳の交付手続は自治事務であることも考慮すると、行政コスト合理化の観点から、現時点では、地方公共団体の実情に合わせた対応に委ねることが適当と考える。

#### (3) 手帳の更新手続の文書による案内について

一部地方公共団体については、更新手続の案内を文書で行っているところもあるが、自治事務でもあり、地方公共団体の実情に合わせた対応に委ねることとしたい。

なお、機会をみて好事例の紹介などを検討したい。

### 4 改善の必要性

#### (1) 行政苦情救済推進会議の意見

上記2の調査結果によれば、手帳の更新手続に3か月を要している都道府県があり、手帳の有効期限到来の3か月前に更新申請をしなければ、有効期限内に手続が終了しない場合があるところ、早期の更新申請を促すため、有効期限3か月前に案内文書を送付している市がある。また、更新手続中に有効期限が到来する精神障害者への対応として、手帳の写しに証明文を記載して交付している市や更新申請書の控え等に受付印を押して交付している市があるが、このような取組は一部の市にとどまっている。

このような状況について、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- ① 更新手続に長期間を要している都道府県等においては、処理期間を短縮して改善を図る必要があり、更新手続に6か月もかかる場合があることについては、処理手順の検証等により解消させていく必要がある。

- ② 手帳の有効期限が経過した後に口頭で精神障害者であることを説明することは、精神障害者にとって負担であり、手帳の有効期限までに更新手続を終えるようにするのが望ましい。
- ③ 更新手続に時間を要するために手帳の有効期限が経過し、精神障害者が手帳でその証明ができない状態になるのは行政側の責任であり、障害状態にないと認定されない限りは、手帳所持者の障害状態の認定を有効なものとして扱う必要がある。
- ④ 市町村において更新手続中であることの証明を発行する等の取組を行っていることについては、好事例として周知するのがよい。

(2) 当局の意見

(1)の行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 更新手続の処理期間が実施要領における処理期間を大きく超えている都道府県等に対して、処理手順の検証、見直し等をして短縮化を図る必要があることを周知すること。

特に、審査会や判定会議等で不備を指摘された診断書について市町村から医療機関に修正を依頼するという手順や市町村が年金事務所に障害等級を照会するという手順をとる都道府県等においては、これらの手順が市町村に第2号法定受託事務の範囲外の事務を行わせるという問題があるという観点からも、処理手順の検証等の必要があることを周知すること。

- ② 都道府県等に対して、更新手続に長期間を要している場合の対応の好事例として、次の取組を周知すること。

ア 手帳の有効期限到来の3か月前に案内文書を送付する、手帳のカバーに更新申請期間を記載したシールを貼る等をして、精神障害者に早期の更新申請を促して、有効期限内に手帳の更新手続が完了するようにする取組

イ 更新手続中に手帳の有効期限が到来する精神障害者への対応として、手帳の写しに更新申請の受付の証明文等を記載して交付し、又は更新申請書の写しに受付印を押して交付する等、更新手続中であることを証明する書類を交付する取組